

議案第 4 6 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A 第 9 6 1 号 線	狭山市祇園 1 7 1 4 番 1 地先	
	狭山市入間川字沢久保 1 0 0 3 番 3 地先	
A 第 9 6 2 号 線	狭山市祇園 2 7 1 4 番 2 地先	
	狭山市祇園 2 8 2 2 番地先	
A 第 9 6 3 号 線	狭山市祇園 2 8 2 3 番 6 地先	
	狭山市祇園 2 8 2 7 番 1 地先	
A 第 9 6 4 号 線	狭山市祇園 2 7 9 7 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 9 7 番 2 地先	
A 第 9 6 5 号 線	狭山市祇園 2 7 7 1 番 1 4 地先	
	狭山市祇園 2 7 9 8 番 1 地先	
A 第 9 6 6 号 線	狭山市祇園 2 7 6 8 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 5 1 番 2 地先	
A 第 9 6 7 号 線	狭山市祇園 2 7 5 6 番 1 地先	
	狭山市入間川二丁目 2 7 5 2 番 1 6 地先	
A 第 9 6 8 号 線	狭山市祇園 2 7 4 9 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 4 6 番 2 地先	
A 第 9 6 9 号 線	狭山市祇園 2 7 3 4 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 2 6 番 2 地先	
A 第 9 7 0 号 線	狭山市祇園 2 7 1 4 番 7 地先	
	狭山市祇園 2 7 3 0 番 1 地先	

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A 第 9 7 1 号 線	狭山市祇園 2 7 2 9 番 7 地先	
	狭山市祇園 2 7 3 8 番 2 地先	
A 第 9 7 2 号 線	狭山市祇園 2 7 3 0 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 5 1 番 3 地先	
A 第 9 7 3 号 線	狭山市祇園 2 7 2 7 番 1 2 地先	
	狭山市祇園 2 7 2 7 番 1 地先	
A 第 9 7 4 号 線	狭山市祇園 2 7 0 6 番 7 地先	
	狭山市入間川二丁目 2 6 9 1 番 3 地先	
A 第 9 7 5 号 線	狭山市祇園 2 1 9 9 番 2 地先	
	狭山市祇園 2 6 9 2 番 1 4 地先	
A 第 9 7 6 号 線	狭山市祇園 2 7 2 9 番 6 地先	
	狭山市祇園 2 7 0 9 番 地先	
A 第 9 7 7 号 線	狭山市祇園 2 7 0 2 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 1 0 番 地先	
A 第 9 7 8 号 線	狭山市祇園 2 7 7 1 番 4 地先	
	狭山市祇園 2 7 7 2 番 1 地先	
A 第 9 7 9 号 線	狭山市祇園 2 7 5 6 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 6 4 番 9 地先	
A 第 9 8 0 号 線	狭山市祇園 2 7 5 9 番 7 地先	
	狭山市祇園 2 7 5 8 番 3 地先	
A 第 9 8 1 号 線	狭山市祇園 1 7 0 7 番 1 地先	
	狭山市祇園 1 7 1 2 番 1 地先	
A 第 9 8 2 号 線	狭山市祇園 1 7 1 3 番 1 地先	
	狭山市祇園 1 7 0 9 番 1 地先	
A 第 9 8 3 号 線	狭山市祇園 2 7 6 3 番 3 4 地先	
	狭山市祇園 2 7 6 1 番 2 地先	
A 第 9 8 4 号 線	狭山市祇園 2 7 6 0 番 8 地先	
	狭山市祇園 1 7 1 0 番 1 地先	

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A 第 9 8 5 号 線	狭山市祇園 2 7 6 0 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 6 0 番 1 7 地先	
A 第 9 8 6 号 線	狭山市祇園 2 8 2 7 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 8 0 9 番 1 地先	
A 第 9 8 7 号 線	狭山市祇園 2 8 0 0 番 3 地先	
	狭山市祇園 2 8 1 8 番 1 地先	
A 第 9 8 8 号 線	狭山市祇園 2 8 2 3 番 4 地先	
	狭山市祇園 2 8 1 5 番 1 地先	
A 第 9 8 9 号 線	狭山市祇園 2 7 6 3 番 4 0 地先	
	狭山市祇園 2 8 2 7 番 1 地先	
A 第 9 9 0 号 線	狭山市祇園 2 8 2 7 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 8 4 6 番 7 地先	
A 第 9 9 1 号 線	狭山市祇園 2 8 2 7 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 8 4 2 番 1 地先	
A 第 9 9 2 号 線	狭山市祇園 1 7 0 5 番 1 地先	
	狭山市祇園 1 7 1 6 番 1 0 地先	
A 第 9 9 3 号 線	狭山市祇園 2 8 5 5 番 6 2 地先	
	狭山市祇園 1 6 6 1 番 1 地先	
A 第 9 9 4 号 線	狭山市祇園 1 6 9 1 番 1 5 地先	
	狭山市祇園 1 6 9 2 番 8 地先	
A 第 9 9 5 号 線	狭山市祇園 1 6 9 4 番 7 地先	
	狭山市祇園 1 6 9 1 番 1 地先	
A 第 9 9 6 号 線	狭山市祇園 2 7 9 9 番 1 地先	
	狭山市祇園 2 7 9 7 番 2 地先	

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提 出

狭 山 市 長 小 谷 野 剛

提案理由

狭山市駅東口土地区画整理事業により新設及び分断された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。